

公 表 第 5 号

地方自治法第199条第12項の規定により、久留米市長から当該監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成26年2月26日

久留米市監査委員	田 中 俊 博
久留米市監査委員	埴 秀 二
久留米市監査委員	秋 吉 政 敏
久留米市監査委員	塚 本 篤 行

定期監査の結果に基づく指摘事項等の措置状況

監査実施年度：平成25年度

部局名：商工観光労働部

指摘事項等			措置状況	
指摘事項	事務 監査	公印管理 事務	久留米競輪開催執務委員長の角印が保管されているが、当該印に関する例規又は内規等がなく、その管理者又は使用等に関する事項が明確にされていないので、適正な管理規定等の整備を検討されたい。	ご指摘の件につきましては、ただちに「久留米市自転車競走実施規則」中に、久留米競輪開催執務委員長印に関する公印管理規定を整備しました。（H26.1改正）

定期監査の結果に基づく指摘事項等の措置状況

監査実施年度：平成25年度

部局名：北野総合支所

指摘事項等			措置状況
指摘事項	事務 監査	審議会等 事務	北野働く女性の家運営委員会開催についての伺いにおいて、決裁区分が誤っているものがある。 ただちに決裁区分を修正し、正しい決裁権者が押印を行いました。